

2018 June

6

No.820

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 医療費の負担を減らす5つのポイント 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 6・7月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 健康保険と年金に関する主な書類の提出先一覧 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 一般的な年金相談に関するお問い合わせ先 8

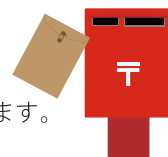
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の
皆様へ

7月10日までに算定基礎届の 提出をお願いします。

※届出用紙は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- ◆「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- ◆「算定基礎届」の提出をされない場合、「標準報酬月額」の見直しができません。提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- ◆平成30年5月31日以前からの被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月18日現在で年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しております。平成30年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- ◆総括表・算定基礎届の様式は変更されていますので、新様式にてご提出ください。

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ①4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヵ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ②4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※届出方法について

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)

・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月の報酬が受けられなくなった月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生（20歳以上60歳未満）
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人（原則65歳未満の人）
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は、別途申請（失業による特例申請）をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年6月分保険料の納付期限は平成30年7月31日（火）です。

知って
得する!

医療費の負担を減らす 5つのポイント

少しでも安く買い物をして食費を節約、こまめに電気を消して電気代を節約等、日頃から節約を心がけている方は多いと思いますが、医療費に関してはいかがでしょうか?

実は、医療費もちょっとした心がけで節約できます。節約といっても、具合が悪いのに医療機関の受診を我慢するというものではありません。今回は、上手な受診で**医療費の無駄を減らすポイント**をご紹介します。

1 「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」をもちましょう!

ちょっと体調を崩した時など日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近で信頼できる「かかりつけ医」がいると安心です。また、「かかりつけ薬局」をもつことで、薬の重複や無駄を防げます。

「かかりつけ医」をもつメリット!

- 初診時や再診時に「特別料金」を加算される心配がない
- 同じ医者に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを把握・理解したうえでの治療やアドバイスが受けられる
- 必要に応じて、専門医や大病院に紹介状を書いてもらえる
- 医者と同様になることで、質問や相談がしやすくなる



2 ハシゴ受診はやめましょう!

“ハシゴ受診”は無駄ばかり!

治療中に「なかなか症状がよくなるから」、「新しくできた病院の方がよさそうだから」など、安易な理由でお医者さんを変えるのはハシゴ受診と呼ばれ、患者さん側に大きなデメリットが生じます。

転医するたびに、転医先では「**初診料**」がかかります。転医先が大病院の場合、紹介状がないと特別料金が加算されることもあります。さらに、同じ検査や治療、薬を処方されるので、その分医療費が増えるだけでなく、**身体にも負担がかかる**場合があります。



③ 受診する時間に注意しましょう!

急病時以外、夜間や休日の受診はしない!

診療時間外、夜間や休日に医療機関を受診すると、**割増料金**がかかります。また、夜間や休日には、限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、診療時間内に改めて受診する必要があります。

急病や緊急時を除いて、**診療時間内に受診**しましょう。

▼ 早朝・夜間・休日に受診した場合の加算料

	初診料	再診料
診療時間外加算	+850円	+650円
休日加算	+2,500円	+1,900円
深夜加算	+4,800円	+4,200円

※上記には健康保険が適用されます。
自己負担額は年齢等によって上記の1～3割です。

④ 子供の病気で迷ったら救急相談へ!

■ 小児救急電話相談 ☎: #8000

夜間のケガ・急病等の際、保護者の方々が対処に戸惑うときや医療機関を受診すべきかどうか判断が難しいときに、症状に応じた適切な対応の仕方等のアドバイスが受けられます。

ただし、明らかに緊急を要する急病の場合は、迷わず医療機関を受診してください。

★佐賀県内相談受付時間: 毎日19時から翌朝8時まで(救急医や看護師等が対応します)



■ 99さがネット URL … <http://www.qq.pref.saga.jp/>

夜間や休日に、ケガや急病で受診が必要な場合に対応できる医療機関(救急病院・診療所)の情報が提供されています。



⑤ かしこく使おう! ジェネリック医薬品!

■ 効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です

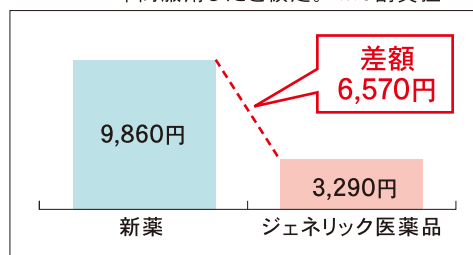
なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。**



ジェネリック医薬品の処方については、かかりつけ医または薬剤師にご相談ください。

高血圧症の場合

高血圧症の代表的な薬を1日1回一年間服用したと仮定。※3割負担



出典: ジェネリック医薬品学会リーフレット
「ご存じですか? 家計にやさしいお薬を!」



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について知識を学びます。

地 区	平成30年	会 場	地 区	平成30年	会 場
佐賀会場	6月8日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津会場	7月18日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市二タ子3-155-4)
唐津会場	6月11日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市二タ子3-155-4)	武雄会場	7月19日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	6月13日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	7月20日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	6月20日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	7月26日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (佐賀・唐津・武雄・鳥栖)会場 平成 年 月 日()	『社会保険・雇用保険の適用実務』 (唐津・武雄・鳥栖・佐賀)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号() -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等

※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得届**
 - ・被保険者**資格喪失届** 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更に係ること
 - ・被保険者氏名変更（訂正）届
 - ・被保険者**住所変更届** 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の育児休業取得等に関すること
 - ・育児休業取得者申出書
 - ・産前産後休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します（協会への申請書提出はありません）

- ・生活習慣病予防健診申込書 等
- ・特定健康診査受診券申請書 等
- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- ・**出産手当金**支給申請書
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等
- ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採用

健診

変更・訂正

給与・賞与

病気・けが

出産

育児休業

退職・死亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- ・被保険者**資格取得届**
- ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- ・被保険者氏名変更（訂正）届
- ・被保険者**住所変更届** 等
- ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等
- ・産前産後休業取得者申出書 等
- ・育児休業取得者申出書 等
- ・被保険者**資格喪失届** 等

【提出・問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611

提出先 日本年金機構 福岡広域事務センター
〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

問い合わせ先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
唐津年金事務所 0955-72-5161
武雄年金事務所 0954-23-0121

平成30年 7月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 年金事務所 延長相談 19時まで	3 鹿児島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (東庁舎) (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16	17 鹿児島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 年金事務所 延長相談 19時まで	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿児島市民会館	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿児島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております
ので、希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165 (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 にお電話ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**が
わかるものをご用意ください。



※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。
週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



自動車の自動運転開発が日本国内でも急速に進んでいて、今年(2018年)中にも実用化しそうな見込みとのこと。

では、どの程度の実力か。無人タクシーの実証実験では、スマホのアプリを使って乗り降りしたい場所や配車時間を指定する。最初に「何しに行く?」とスマホに表示され、「靴を買いたい」と音声入力すれば目的地周辺にある店舗が表示されるのでその中から一つを選べばそこまで自動運転で運んでくれる。利用料金もスマホ決済。というもの。それは便利だ。しかし、スマホを持っていないと使えない。私にはそれが問題だ。(山)